

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場計算機設備保守業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務

2 事業者名

美和電気工業株式会社北海道支社

3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機㈱がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。